小学校・中学校入学祝金を支給します！
（恩納村子育て応援給付金）

恩納村の未来を担う大切な子どもたちの健やかな成長を経済的に支援し、保護者等が安心して子どもを育てることができるよう子どもの成長に応じた子育て支援を目的とし、小学校・中学校入学祝金を支給します。

対象者
恩納村に住民登録がある対象児童等を養育している方で支給基準日に住所を有する方。

支給基準日
入学年度の4月15日から遡って1年以上、継続して住民登録がある対象児童等を養育している方。
※養育している方とは
・恩納村より児童手当を受給している方。
・恩納村より児童手当の受給を受けていない方で、児童の被保険者。

対象児童
平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ（新小学1年生）
平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ（新中学1年生）

支給額
児童・生徒1人につき5万円
【新】ひとり親加算（児童扶養手当受給者）…児童生徒1人につき3万円

申請方法
申請が不要の方：恩納村より児童手当・特例給付を受給している方
※4月下旬頃、案内通知書を送付します。
申請が必要な方：恩納村より児童手当・特例給付を受給していない方
※対象の世帯（公務員世帯等）に4月下旬頃、申請案内書を送付します。
時期を過ぎても案内書が届かない場合はお問い合わせください。

お問い合わせ：福祉課 こども家庭係 ☎966-1207

災害共済給付制度

幼稚園・小学校・中学校（部活動・大会等も含む）でけがをした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金（災害給付）が支払われます。
学校・保育所等でのけがにこども医療費助成は利用できません。

※こども医療費助成対象外となるため、判明した場合は返還金の対象となります。ご注意ください。
詳しくは村ホームページをご覧になるか各学校養護教諭又は学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ：学校教育課 ☎966-1209